

遠野市プレミアム商品券取扱店舗募集要項

1 目的

遠野市（以下「市」という。）では、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援し、消費の下支えする取組として、遠野市民（以下「市民」という。）を対象にプレミアム商品券（以下「商品券」という。）を発行します。

本要項は、商品券を取り扱う店舗（以下「取扱店舗」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

2 商品券の概要

項目	内容
名称	くらし応援！遠野市プレミアム商品券
発行総額（プレミアム分）	130,000,000円（30,000,000円）
プレミアム率	30%
販売価格	1セット当たり10,000円（1,000円券×13枚）
販売セット数	10,000セット
購入限度	1人当たり3セットまで
利用上限	1回の支払い当たり1セット（商品券13枚：13,000円分）
販売場所	遠野ショッピングセンター（とぴあ）、宮守ホール 市内郵便局（予定）
販売期間	令和8年6月13日から令和8年7月31日まで（予定） ※ ただし、販売状況により短縮・延長の場合あり
利用期間	令和8年6月13日から令和8年11月30日まで（予定）
購入対象者	市民（市内に住所を有する者） ※ 本人確認ができる身分証明書を要件とする。
事業受託者	遠野市新穀町6番1号 あすもあ遠野2階 遠野商工会（以下「商工会」という。）

3 商品券の利用

- 商品券は、取扱店舗で現金と同様に利用できる。ただし、お釣りの支払いはできない。
- 商品券購入後は、返品、現金との交換はできない。
- 著しく破損した商品券は利用できない。（過半以上破損、発行番号が確認できない等）
- 利用期間を過ぎて商品券を利用することはできない。

4 商品券の利用対象外

- 遠野市キャッシュレス決済ポイント還元事業の対象期間において、対象キャッシュレス決済と併用した支払い

- (2) 市、岩手県、国などの別の補助事業が対象となっている経費の支払い
- (3) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入に係る支払い
- (5) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入に係る支払い
- (6) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い（ただし、料亭等明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。）
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 商品券の換金

- (1) 取扱店舗は、商品券利用者から受領した商品券（以下「利用済商品券」という。）の裏面に店舗名を必ず記入すること。（店判の押印可）
- (2) 利用済商品券に取扱店舗名の記入がないものは、換金しない。
- (3) 取扱店舗からの利用済商品券の換金は、月末締め、翌月20日払いとする。（20日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日とする。）
- (4) 利用済商品券の換金場所は、商工会及び郵便局（予定）の窓口とする。
- (5) 利用済商品券の換金期限は、令和8年12月21日までとし、換金期限を過ぎて取扱店舗から提出されたものは換金しない。

6 取扱店舗の要件

食料品を販売している小売店、飲食店等で、市内に実店舗を有する店舗とする。ただし、次の事業者が営む店舗は対象外とする。

- (1) 金融商品取引業者
- (2) 金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものであるもの
- (4) その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと市が判断するもの

7 取扱店舗の責務等

- (1) 利用対象となる支払いに商品券の利用を拒んではならないこと。
- (2) 商品券利用者に商品券の利用上限及び利用対象外の内容を説明すること。
- (3) 商品券の利用上限及び利用対象外の規定を厳守すること
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (5) 商品券の利用期間中、取扱店舗のポスター等を必ず掲示すること。
- (6) 商品券利用者から商品券を受け取る前に、破損の有無や正規の商品券であることを確認すること。商品券が過半以上破損、偽造を判別した場合は、当該商品券を利用させず、速やか

に商工会に報告すること。

- (7) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないこと。
- (8) 利用済商品券を別の取扱店舗で利用しないこと。
- (9) 購入した商品券を自分が営む取扱店舗を通じて換金しないこと。
- (10) 利用済商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責任とする。

8 取扱店舗の登録申込について

(1) 申込方法

この募集要項に同意の上、次のいずれかの方法で申込みしてください。

ア 電子申込

(ア) 商工会ホームページ又は右のQRからアクセスし、フォームに必要事項を入力

(イ) 添付書類等のデータを送信

- a 食料品を販売している小売店
食料品等を販売している店舗の様子を撮影した写真
- b 飲食店
飲食店の営業許可書の写し（PDF又は画像データ）



イ 書面申込

(ア) 「遠野市プレミアム商品券取扱店舗登録申込書」に必要事項を記入

(イ) 必要書類等を添付

- a 食料品を販売している小売店
食料品等を販売している店舗の様子を撮影した写真を申込書裏面に貼付
- b 飲食店
飲食店の営業許可書の写し（コピー又は写真）を申込書に添付

(ウ) 提出先

- a 遠野商工会（窓口又は郵送）
〒028-0522 遠野市新穀町6番1号 あすもあ遠野2階
- b 遠野商工会 宮守支所（窓口のみ）
開所日 木曜日・金曜日 9:00～16:00

(2) 申込期間

令和8年3月16日（月）から令和8年4月15日（水）まで

（令和8年4月15日（水）までの申込分は、折込配布する「取扱店一覧表」チラシに掲載し、以降の申込みは、ウェブサイトでの周知のみとなります。）

(3) 審査及び承認

申込内容を審査し、要件を満たす場合は、取扱店舗として承認する。取扱店舗には「登録通知」を送付する。

(4) その他

複数の店舗、営業所を持つ事業者は、取扱を希望する店舗ごとに申込すること。

9 取扱店舗の取り消し等

虚偽の申込又はこの「募集要項」に違反する行為が認められた場合、取扱店舗の承認を取り消す場合がある。また、損害金が発生した際は、請求する場合がある。

遠野市プレミアム商品券取扱店舗登録申込書

私は、「遠野市プレミアム商品券発行事業」の趣旨を了解し、遠野市プレミアム商品券取扱店舗募集要項に従い、取扱店舗として登録したいので下記のとおり申し込みます。

記

申込日	令和8年 月 日	
フリガナ 事業所名		
フリガナ 代表者名(役職名、氏名)		
事業所の所在地	〒 ー	
事業所の電話番号	()	
フリガナ 登録店舗名		
登録店舗の所在地	〒 ー 遠野市 町	
登録店舗の電話番号	()	
業種 (該当する業種にチェック)	<input type="checkbox"/> 食料品を販売している小売店→※1 <input type="checkbox"/> 飲食店 →※2	
主な取り扱い品目		
商品券換金 振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫・農協
	支店名	
	口座番号	普通・当座
	フリガナ 口座名義	
誓約事項 (チェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 私は、遠野市プレミアム商品券取扱店舗募集要項に従い、公正な取り扱いをすることを誓約します。また、反社会的勢力ではなく、将来にわたっても該当しないことを誓います。	

※1 業種において、「食料品を販売している小売店」に該当する場合、食料品等を販売している店舗内の様子を撮影した写真を裏面に添付してください。

※2 業種において、「飲食店」に該当する場合、飲食店の営業許可書の写しを添付してください。

申請先 (遠野市プレミアム商品券発行事業業務受託者)

遠野商工会 〒028-0522 遠野市新穀町6番1号 あすもあ遠野2階 電話0198-62-2456

写真添付欄（食料品を販売している小売店のみ）

食料品等を販売している店舗の様子

